

株式会社 MID ALFA MID レンタカー 貸渡約款

第 1 章 総則

(約款の適用)

- 第 1 条 当社はこの約款（以下「約款」といいます）及び細則の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般的な慣習によるものとします。
- 2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般的な慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款及び細則に優先するものとします。
- 3 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款及び細則の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守せらるものとします。

第 2 章 約款

(約款の申込み)

- 第 2 条 借受人は、レンタカーを借り受けるにあたって、この約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借用開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイムシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます）を明示して予約の申し込みを行うこととします。
- 2 当社は、借受人から予約の申し込みがあったときは、第 3 条第 1 項の規定に基づき代理貸渡しを行なう場合（同項の規定による代理貸渡しを受けた車両を代替レンタカーとして貸し渡す場合を含みます。）を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内に予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定めた予約申込金を支払うものとします。

(約款の変更)

- 第 3 条 借受人は、前条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

(約款の取消し等)

- 第 4 条 借受人及び当社は、第 2 条第 1 項の借受開始日までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。
- 2 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。なお、予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過してもレンタカー販売業者（以下「貸渡契約」といいます。）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約を取り消されたものとします。
- 3 前 2 頃の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 当社の都合により、予約を取り消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれかの責めにもよらない事由により貸渡契約が締結されなかつたときは、予約を取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

(代替レンタカー)

- 第 5 条 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し込みができるものとします。
- 2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除く予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当社代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
- 3 借受人は、第 1 項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
- 4 前項の場合において、第 1 項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰すべき事由によるときには第 4 条第 4 項の予約の取消として取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5 第 3 項の場合において、第 1 項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰さない事由によるときに第 4 条第 5 項の予約の取消として取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

(免責)

- 第 6 条 当社及び借受人は、予約を取り消され、又は貸渡契約が締結されなかつたことについては、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

(約款業務の代行)

- 第 7 条 借受人は、当社に代わって約款業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みを行うことがあります。
- 2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第 3 章 貸渡

(貸渡契約の締結)

- 第 8 条 借受人は第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第 9 条第 1 項若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第 11 条第 1 項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 3 当社は、監督官庁の基本通達（注 1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第 14 条第 1 項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注 2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人にし、借受人の指定した運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の写しを求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己的運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。
- 4 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達（自旅第 138 号平成 7 年 6 月 13 日）」の 2.（10）及び（11）のことをいいます。
- 5 運転免許証とは、道路交通法第 92 条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第 19 条別記様式第

14 の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第 107 条の 2 に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証と異ります。

- 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提示を求め、及び提示された書類の検査をとることがあります。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
- 6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人にし、クレジットカード、電子マネー、コード決済による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

(貸渡の拒絶)

- 第 9 条 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結できないものとします。
- （1）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
- （2）酒気を帯びていると認められるとき。
- （3）麻薬、覚せい剤、シナーゼ等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- （4）チャイムドーンがないにもかかわらず 6 月末満の幼児を同乗させると。
- （5）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 2 借受人は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
- （1）予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
- （2）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを未納した事実があるとき。
- （3）過去の貸渡しにおいて、第 17 条各号に掲げる行為があつたとき。
- （4）過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第 18 条第 6 項又は第 23 条第 1 項に掲げる事実があつたとき。
- （5）過去の貸渡しにおいて、貸渡契約又は貸取契約違反により自動車保険が適用されなかつた事実があつたとき。
- （6）当社との取引に關し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言説を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- （7）風説を流布し、又は偽証若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。
- （8）別に明示する事実を満たしていないとき。
- 3 前 2 項の場合において借受人と当社に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあつたものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

(貸渡契約の成立等)

- 第 10 条 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 2 前項の引渡しは、第 2 条第 1 項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行なうものとします。

(貸渡料金)

- 第 11 条 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
- （1）基本料金
- （2）免責補償料 もしくはセーフティセット料
- （3）特待装備料
- （4）ワンウェイ（往復）料金
- （5）燃料代及び充電代
- （6）配車取扱料
- （7）その他の料金
- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局（以下、第 14 条第 1 項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。
- 3 第 2 項による予約をした後当社が貸渡料金を確定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。
- 4 貸渡料金については、細則で定めるものとします。

(借受条件の変更)

- 第 12 条 借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(点検整備及び確認)

- 第 13 条 当社は道路運送車両法第 48 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
- 2 当社は、第 3 条第 1 項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含め、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、前 2 項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

(貸渡証の交付、携帯等)

- 第 14 条 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返却する場合には、同時に貸渡証を当社に返却するものとします。

第 4 章 使用

(管理責任)

- 第 15 条 借受人は運転者は、レンタカーの引き渡しを受けてから当社に返却するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

(日常点検整備)

- 第 16 条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

(禁止行為)

- 第 17 条 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- （1）レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第 8 条第 3 項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外に運転すること。
- （2）レンタカーを移動し、又は他人に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することなる一切の行為をすること。
- （3）レンタカーを販賣し、又は他人に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することなる一切の行為をすること。
- （4）レンタカーの自動車登録番号又は車両番号を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等、その原状を変更すること。
- （5）当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- （6）法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- （7）当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- （8）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- （9）電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
- （10）その他第 8 条第 1 項の借受条件に違反する行為をすること。

(違法駐車の場合は措置等)

- 第 18 条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに關し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車した地域を管轄する警察に申出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカーモービル、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。

- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する最短までに取扱い警察署に頭出して違反を処理する旨を指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

- 3 当社は、前項の指示を行なった後、当社の判断により、違反処理の結果を交通取扱告示書又は領書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社の定めた文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責務追及のため必要な協力を行なは、公序良俗会議に対して道路運送法第 51 条の 4 第 6 項に規定する弁明書及び貸渡証並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置とすることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5 当社は道路運送法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金並びに運賃違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者が運賃の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引き取りに要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下、「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社が指定する日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

（放置違反金相当額）

- ① 当社が前項に定める駐車違反金相当額
- ② 借受人が前項に定める駐車違反金相当額
- ③ 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

- 6 当社が前項の放置違反金相当額を求めたときは、又は借受人が当社が指定する日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないとときは、借受人の氏名、年生月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全セイシステム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。

- 7 第 1 項の規定により借受人又は運転者が放置駐車（二かわる反則金等）を納付すべき旨の当社の指示又は第 3 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は自認書に署名すべき旨の当社の承認に応じないときは、当社は第 7 項に定める放置違反金並びに駐車違反金を充て、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けたこととができるものとします。

- 8 第 6 項の規定にかかるからず、当社が借受人から駐車違反金及び第 5 項第 3 項に規定する費用の額を受領したときは、当社は第 6 項に規定する全セイシステムに登録する等の措置をとらし、又は既に全セイシステムに登録したデータを削除するものとします。

- 9 借受人、又は第 5 項に基づき当社が請求した金額を当社に支払ったことにより、放置違反金並びに運賃違反金を納付されたときは、当社はすでに支払いを受けた駐車違反金費用のうち、放置違反金並びに運賃違反金を借受人に返却するものとします。第 7 項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様です。
- 10 第 6 項の規定により、放置違反金並びに運賃違反金を納付された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消されたときは、当社が全セイシステムに登録したデータを削除するものとします。

(GPS機能)

- 第 19 条 借受人及び運転者は、レンタカーに全球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社が定めたシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- （1）貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返却されたことを確認するため。
- （2）第 2.5 条に定める場合、その他のレンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
- （3）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 2 借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求める

れた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

(ドライプレコーダー) _____
第20条 借受人及び運転者は、レンタカーにドライプレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されるること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。

(2) レンタカーカーの管理又は賃貸契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。

(3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、前項のドライプレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求める場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第5章 還暦

(返還責任) _____
第21条 借受人又は運転者は、レンタカーを借用期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与える一切の損害を賠償するものとします。

3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借用期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

(返還時の確認等) _____
第22条 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって消耗した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があることを除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

(借用期間変更時の賃貸料金) _____
第23条 借受人は、第12条第1項により借用期間を変更したときは、変更後の借用期間に対応する賃貸料金を支払うものとします。

(返還場所等) _____
第24条 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、別に定める返還場所変更違約料を当社に支払うものとします。

(不返還となった場合の措置) _____
第25条 当社は、借受人又は運転者が、借用期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返却せなかつて、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により返還に至らなかったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカーアソシエイションに不返還被害報告をするとともに、全セキュリティシステムに登録する等の措置をとるものとします。

2 当社は、前項に該当することになったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への取り扱い調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3 第1項に該当することになった場合、借受人は、第30条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

(故障発見時の措置) _____
第26条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置) _____
第27条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又是当社の指定する工場で行うこと。
- (3) 事故に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- (4) 事故に際し相手方と示談との他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生時の措置) _____
第28条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(使用不能による賃貸契約の終了) _____
第29条 使用において故障、事故、盗難その他事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなくなときは、賃貸契約は終了するものとします。

- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等にかかる費用を負担するものとし、当社は受領済の賃貸料金返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
- 3 故障等が賃貸し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たに賃貸契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないとときは、当社は受領済の賃貸料金を全額返還するものとします。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれかの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済の賃貸料金から、賃貸しから貨物賃貸契約の終了までの期間に對応する賃貸料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかつたことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

当社は、代替レンタカーの提供できなくなるときも同様とします。

2 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与える一切の損害を賠償するものとします。

3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借用期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

(返還時の確認等) _____

第22条 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって消耗した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があることを除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

(借用期間変更時の賃貸料金) _____
第23条 借受人は、第12条第1項により借用期間を変更したときは、変更後の借用期間に対応する賃貸料金を支払うものとします。

(返還場所等) _____
第24条 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、別に定める返還場所変更違約料を当社に支払うものとします。

(不返還となった場合の措置) _____
第25条 当社は、借受人又は運転者が、借用期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返却せなかつて、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により返還に至らなかったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカーアソシエイションに不返還被害報告をするとともに、全セキュリティシステムに登録する等の措置をとるものとします。

2 当社は、前項に該当することになったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への取り扱い調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3 第1項に該当することになった場合、借受人は、第30条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

(故障発見時の措置) _____
第26条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置) _____
第27条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又是当社の指定する工場で行うこと。
- (3) 事故に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- (4) 事故に際し相手方と示談との他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生時の措置) _____
第28条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(電気自動車の利用) _____
第34条 借受人及び運転者は、レンタカーがプラグインハイブリッド車及び電気自動車（以下「電気自動車等」といいます。）の場合、当該電気自動車等及び電気自動車等の充電器（以下「充電器」といいます。）の利用に關して、別途当社が定める車両取扱説明書その他の細則を遵守するものとします。借受人及び運転者は、借受時の充電状態が満充電とは限らず、その場合、借受人又は運転者の費用負担にて充電すること、また、当該充電に要する時間も課金対象に含まれることを予め承諾するものとします。借受人又は運転者は、当社の被つた損害を賠償するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

3 借受人は、前項の解約に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。

4 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

5 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

6 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

7 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

8 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

9 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

10 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

11 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

12 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

13 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

14 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

15 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

16 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

17 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

18 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

19 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

20 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

21 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

22 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

23 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

24 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

25 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

26 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

27 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

28 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

29 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

30 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

31 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

32 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

33 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

34 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

35 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

36 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

37 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

38 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

39 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

40 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

41 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

42 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

43 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

44 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

45 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

46 借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = (賃貸契約期間に對応する基本料金) × 50%

47 借